

特記仕様書

- 生環 第816号
- 1 業務名称 環境パーク浸出水処理施設汚泥管理業務
- 2 業務場所 福知山市 牧 地内
- 3 総 則
- (1) 適用範囲
- ア この仕様書は、福知山市(以下「当市」という。)が管理する環境パーク浸出水処理施設の浚渫工に適用する。
- イ 図面及び業務委託仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- ウ 業務委託仕様書、特記仕様書及び図面(以下「設計図書」という)に疑義が生じた場合は、当市及び受注者との協議により決定する。
- (2) 法令等の遵守
- ア 受注者は、浚渫工を施工するにあたり、関連する法令・条例・規則 並び 当市が関係部署等と協定等を遵守すること。
- イ 使用人に対する諸法令等の運用・適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 提出書類
- ア 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、浚渫工に着手すること。
- ア) 着手届
- イ) 現場代理人及び主任技術者届
- ウ) 業務工程表
- エ) 職務分担表
- オ) 緊急連絡届
- イ 提出書類の内容に変更が生じた場合は、ただちに変更届を提出すること。
- ウ 受注者は、浚渫工が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。
- ア) 業務完了届
- イ) 出来高報告書(浚渫土砂発生量等)
- ウ) 契約代金請求書
- エ 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

特 記 仕 様 書

- (4) 官公署への手続き
- ア 受注者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。
- (5) 必要な従事者の配置
- ア 受注者は、契約締結後すみやかに現場代理人並びに浚渫工技術者及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させ所定の業務に従事させること。
- イ 管路内及び槽内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- ウ 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には相当の経験を有する者を従事させること。
- エ 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な作業員を配置すること。
- (6) 下受注人の届出
- ア 受注者は、作業の一部を下受注させる場合で、当市がその下受注人の届出を求めたときは、着手に先立ち「下受注人使用状況届」により、下受注人の名称、下受注の種類、期間、範囲等及び下受注人に対する指導方法について届け出ること。
作業期間中に、下受注人を変更する場合も同様とする。
- イ 作業の施工につき、著しく不相当であると認められる下受注人は、交替を命じることがある。
この場合、受注者はただちに必要な措置を講ずること。
- (7) 地先住民等との協調
- ア 受注者は、浚渫工を実施するにあたり、必要がある場合は、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- イ 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があったときは、停滞なく監督職員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- ウ 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬又は手数料等を受けてはならない。
なお、下受注人及び使用人等についても上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- エ 使用人等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。
- (8) 損害賠償及び補償
- ア 受注者は、環境パーク内の施設に損害を与えたときは、ただちに監督職員に報告しその指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧すること。
- イ 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

特記仕様書

(9) 工程管理

- ア 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- イ 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて円滑な進行を図ること。
- ウ 受注者は、作業終了後、「出来高報告書」及び「浚渫土砂等発生報告書」により、作業の進捗状況を監督職員に報告すること。
- エ 作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日(祝日又は休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督職員に承諾を得ること。

4 安全管理

(1) 一般事項

- ア 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところにしたがい、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- イ 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講ずること。
- ウ 事故防止を図るため、安全管理については、「浚渫業務施工計画書」に明示し、受注者の責任において実施すること。

(2) 安全教育

- ア 受注者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。
- イ 受注者は、法令で定める酸素欠乏機兼作業に係る業務について特別な教育を行うこと。

(3) 労働災害防止

- ア 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- イ 管きょ導の出入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示にしたがい、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録・保存し監督職員が提示を求めた場合はその指示にしたがうこと。
- ウ 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- エ 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

(4) 公衆災害防止

- ア 作業中は、常時作業現場周辺の住居者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑処理につとめ、現場の保安対策を十分講ずること。

特 記 仕 様 書

イ 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車輛交通等の安全の確保につとめること。

ウ 作業区域内には、交通整理員を配置し、車輛及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。

エ 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示にしたがい、適切に行うこと。

オ 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

(5) その他

ア 受注者は、作業にあたってガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

イ 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

ウ 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに当市に届け出ること。

5 浚 渫 工

(1) 一般事項

ア 受注者は、「浚渫業務施工計画書」に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告の上で作業に着手すること。

イ 作業にあたっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、既存施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。

ウ 作業にあたり仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。

エ 受注者は作業にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

オ 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上、危険と判断した場合は、作業の一時中断を命じることがある。

カ 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染されないこと。万一汚染させたときは、作業終了後の都度、洗浄・浚渫すること。

キ 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

(2) 浚渫工

ア 作業時間・作業範囲等

ア) 作業の実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

特記仕様書

イ 土砂等の流下防止

ア) 作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならないこと。万一下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

ウ 土砂等の積込・運搬

ア) 受注者は、作業にあたって十分な運搬車輛を配置すること。

イ) 運搬車輛は、事前に当市に届出を行うこと。

ウ) 運搬車輛はその使用にあたって、土砂等の流出・飛散ならびに臭気の漏出の恐れのない構造の車輛とすること。

エ) 積込にあたっては、土砂等の飛散により通行者及びその他の工作物を汚染させないように措置を講ずること。

オ) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

カ) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

エ 発生土砂等の処分

ア) 発生土砂等の処分は、福知山市環境パークで適切に処理すること。

オ 機械による浚渫工

ア) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管きょ等を損傷することのないよう吐出圧力に留意すること。

6 その他

(1) 作業の完了

ア) 作業を完了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

(2) 検査

ア) 受注者は、検査のために必要な資料を、検査員の指示にしたがい提出すること。

(3) その他

ア) 作業箇所において、既存施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは、すみやかに監督職員に報告すること。

イ) 設計図書に特に明示していない事項であっても、浚渫作業上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

ウ) その他に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

エ) 発生土砂等の処分は、福知山市環境パークで適切に処分すること。